

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に事務員として採用され、総務・経理等の事務全般を担当していたが、平成〇年〇月末に同僚が退職したため、同年〇月からは一人で業務を行うこととなった。

請求人によると、被災者は、平成〇年〇月航空券の追加購入をめぐってD会長（以下「D会長」という。）及びE社長（以下「E社長」という。）から強い叱責や非難を受けたため、恐怖を感じてうつ状態となり、さらに、同年〇月〇日に年金事務所の社会保険料調査を受けたことで症状を悪化させ、同月〇日自宅で自死したとしている。

死体検案書には、死亡日時として「平成〇年〇月〇日午前〇時頃（推定）」、直接死因として「縊死」と記載されている。

請求人は、被災者は業務による強度の心理的負荷のため精神障害を発病し自死したとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者に発病した精神障害及びその死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月下旬から同年〇月上旬の期間、遅くとも自殺する直前の同年〇月上旬頃にはICD-10診断ガイドラインの「F3 気分（感情）障害」を発病していたと判断しており、当審査会としても、被災者の症状及び経過等からみて、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の精神障害発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」

は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

請求人らは、被災者は、①D会長の叱責を恐れていたこと、②航空券の手配に関してD会長及びE社長から叱責を受けたこと、③退職しようとしたができなかったこと、④年金事務所の保険料調査があったことが原因となって精神障害を発病したと主張しているため、以下検討する。

(ア) まず、請求人らが、被災者は、①D会長の叱責を恐れていたと主張しているので、以下検討する。

請求人らは、平成〇年〇月〇日付け申立書で「平成〇年〇月末にFが退職した理由は、Fのささいな経理上のミス（ビルの家賃の振り込みを忘れていたこと）に対してD会長が怒り、エスカレートして机を叩いて激怒したことだった。その様子を被災者は端で見聞きしていたこと、また、日常、会長がFのミスに対して叱責していたことを見聞きしていたことでD会長を恐れる日常であったと考えられる。」旨述べている。一方、平成〇年〇月〇日作成の聴取書においては、請求人は、「FがD会長から怒られていたという話はよく聞きましたが、被災者がD会長から怒られたという話は聞いていませんでした。」「被災者が残業していた事についてD会長から『こんなことで残業するのか。』と言われたと聞きました。強く言われたり説教する事はなかったようですが」と上記申立書とは矛盾した申述をしている。

こうした申述内容からみて、当審査会としては、Fへの叱責を見て被災者がD会長を恐れていたであろうことは推認できるものの、被災者自身がD会長から叱責を受けたわけではなく、また、会長によるFへの叱責は発病6か月よりも前のことでもあるから、出来事として評価しない。

(イ) 次に、請求人らが、被災者は、②航空券の手配に関してD会長及びE社長から叱責を受けたと主張している所以、以下検討する。

請求人は、平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、「平成〇年〇月頃D会長から『G旅行の切符を1枚取ったのにもう1枚取ったやろ。』と言われ、『誰に頼まれたんや。』と言われたので、『E社長から頼まれたので航空券をもう1枚取りました。』とD会長に言ったようです。その後、E社長が被災者に『航空券をもう1枚取った事をD会長に言ったやろ。何でD会長に言ったんや。僕はD会長からくびだと言われた。』と叱責されたようです。」

と述べている。

同出来事が事実であるとする、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当すると考えられるが、同出来事により被災者がD会長から叱責されたという事実は明らかではない。E社長による被災者に対する叱責は、一度電話で文句を言われたことが確認されているだけであり、それも後にE社長が事務所に出向いて関係修復を図ろうとしていたことが認められることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(ウ) 被災者が、③退職しようとしたができなかったと主張している点については、以下のとおりである。

請求人は、平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、「D会長に退職したいと伝えたところ、『あ、そうか。』とあっさり了承してくれたようです。しかし数日後にD会長から喫茶店に呼ばれ、『辞めないでほしい。』と言われたようです。」と述べている。また、Hは平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、「決裁をしてくれる人がいないということが大変だということで、D会長に話したようですが、D会長からは『知り合いの税理士に頼んでみる』という感じでかわされ、被災者は、『辞める話は無くなったわ』と言って、肩すかしをくらったような感じでした。」と述べている。さらに、D会長は、平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、「被災者から『辞めずに頑張ります。』と言ってきました。」と述べている。

D会長に慰留されたとする請求人及びHの言い分と、一旦退職を申し出たが、特に慰留しなかったところ、その日のうちに被災者から「辞めずに頑張ります。」という申し出があったとするD会長の言い分には大きな相違があるが、いずれにしてもD会長から強い慰留がされたという趣旨の申述は存在しないところであり、出来事として評価すべきこととは認められない。

(エ) 被災者は、④年金事務所の保険料調査が発病の原因となったと主張している点については、以下のとおりである。

請求人は、平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、要旨、「平成〇年〇月下旬から〇月頃だったと思うが、年金事務所の調査を受けたところ、厚生年金の加入漏れがあった。年金事務所の調査をきっかけに被災者自身が

過去のタイムカードを見直していたようで、その時にタイムカードの打刻漏れがあったことがわかり、給与計算が間違っていたかもしれないと非常に悩んでいた。自分のミスで会社や従業員に迷惑をかけてしまうと落ち込んでいた。」と述べている。

平成〇年〇月〇日年金事務所から社会保険加入状況の調査があり、加入漏れを指摘され、同年〇月〇日再調査の指示があったことは事実であり、経理事務、とりわけ社会保険の事務に不慣れな被災者にとって、責任感、負担感を感じていたであろうことは推認される。そこで、この出来事は、認定基準別表1の「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみることができる。しかしながら、年金事務所の調査について、D会長はじめ会社側から被災者に対して非難や叱責をされた事実は全く認められず、被災者が責任を負わされた、あるいは被災者に対して不利益な扱いがされた等の事実も認められず、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 上記イの（イ）及び（エ）のとおり、業務による心理的負荷の総合評価はいずれの出来事も「弱」であり、恒常的な長時間労働も認められないことから、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」と判断する。

エ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

- 3 以上のとおりであるので、被災者に発病した精神障害及びその死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。